Ｑ＆Ａ

**１．補助対象について**

**Ｑ１．どのような事業を想定しているのか。**

Ａ．いくつかの店舗が集まって行うナイトマルシェや、観光施設の特別夜間イベント営業等、通常では体験できない夜間のコンテンツ造成事業を想定しています。単なる営業時間の延長や、継続的な実施を見込むことができないイベント等については補助の対象外となります。

**Ｑ２．ナイトタイムイベントを開催するにあたり、イベントに必要な照明や音響機器を購入した場合は補助の対象となるか**。

Ａ．主として事業の執行に要する照明や音響機器等の備品（概ね単価が1万円を超える物品等）にかかる経費及びその導入費用については、備品購入費として補助の対象となります。

**Ｑ３．施設改修にかかる工事費用は補助の対象となるか**。

Ａ．補助対象経費については原則、要綱別表第１に掲載されているものとしているため、工事費用は対象となりません。

ただし、備品の購入及びその取付等に要する経費については「備品購入費」として対象となります。

**Ｑ４．備品購入の上限額の考え方について教えてほしい。**

Ａ． 備品購入については補助対象経費の３分の２が上限額となり、当該上限額とその他経費を合計した金額が補助対象経費となりますので、ご注意ください。

**Ｑ５．他の補助金との併給は可能か。**

Ａ．他の補助金との併用はできません。

**Ｑ６．すでに事業に着手しているが、補助の対象となるか。**

Ａ．補助金の交付決定日以後に着手する事業が、補助の対象となります。

**２．申請手続き等について**

**Ｑ１．年度内に複数回申請することは可能か。**

Ａ．当補助金の申請は、１補助対象事業者につき１度限りとなります。

**Ｑ２．申請後、倒産又は廃業になった場合はどうなるのか。**

Ａ．交付要件として、本事業終了後も継続して当該コンテンツの継続的な提供に努めることが要件となっており、補助金の返還等が必要となる場合があります。

**Ｑ３．提出方法に指定はあるか**。

Ａ．メール、郵送または観光振興課へご持参ください。

**Ｑ４．一度提出した申請書類は、返却してもらえるか。**

Ａ．提出書類については、書類の不備などを除き、提出後の返却などは対応できませんので、あらかじめご了承ください。必要があれば事前に写しをとるようにしてください。

**Ｑ５．補助金を現金で受け取ることは可能か。**

Ａ．口座振込のみの対応となります。

**Ｑ６．事業収支計画書等の作成にあたり、指定の様式はあるか。**

Ａ．指定の様式はありませんが、別添のとおり参考様式をご用意していますので、必要に応じてご利用ください。

なお、任意の様式を作成される場合は、補助対象経費、補助対象外経費、補助金見込み額、自己資金等、収支状況が分かるように作成してください。

**３．審査について**

**Ｑ１．申請書を提出すれば必ず補助金が交付されるのか。**

Ａ．ご提出いただいた申請書は申請期限である令和６年９月２７日（金）以降、ナイトタイムコンテンツ造成推進事業補助員審査委員会にて審査し、交付決定します。

**Ｑ２．どういった内容を審査されるのか。**

Ａ．ナイトタイムコンテンツ造成推進事業補助金交付要綱に基づき、次の項目について書類審査を行い、補助事業の採否を決定します。

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 |
| １．事業全体 | ・市内の交流人口増加等につながる事業提案となっているか  ・ナイトタイムコンテンツならではの魅力はあるか  ・広く一般の者が参加できるものとなっているか  ・安全対策が講じられているか  ・事業全体のスケジュールについて計画的なものとなっているか  ・収支計画は妥当か（自己負担金割合など現実的な計画となっているか等）  ・広報活動は的確かつ効果的か  ・次年度以降の継続的な実施が見込めるものとなっているか  （イベント企画の場合）  ・当日のタイムスケジュールは，準備及び後片付けを含めて適切な  運営が確保できるものとなっているか |
| ２．業務遂行能力 | ・事業実施体制及び事業実施責任者その他スタッフの役割が明確に  なっており、事業成果をあげるための十分な準備期間がとられて  いるか |

**４．事業実施について**

**Ｑ１．災害や悪天候によりイベントが実施できなかった場合はどうなるのか。**

Ａ．災害や悪天候等のやむを得ない理由により事業実施が困難となった場合には、鳴門市観光振興課にご連絡の上、変更等申請書（様式第３号）を提出してください。

また、やむを得ない事情により、交付決定を受けた事業を中止せざるを得なかった場合は、中止した事業の準備にかかる経費、会場のキャンセル料、出演者等の交通費等の経費の全部又は一部については、補助対象となる場合がありますので、ご相談ください。

**５．実績報告について**

**Ｑ１．補助事業はいつまでに完了させ、報告する必要があるか。**

Ａ．令和７年３月３１日（月）までに事業を完了させてください。完了とは事業にかかる経費の

支払いの完了までを指しますので、交付申請時にスケジュール等を十分精査してください。

**６．補助金交付までのスケジュール**

１．補助金交付申請書の提出（様式第１号） ※申請期限：令和６年９月２７日（金）

　添付書類：⑴ 事業の事業計画書

⑵ 事業の収支計画書

⑶ 事業にかかる経費の見積書

⑷ 賃借物件を使用する場合は賃貸借契約書の写し

⑸ その他市長が必要と認める書類

↓

２．審査会による審査　※令和６年１０月下旬

↓

３．交付決定通知（様式第２号）又は不交付決定通知（様式第４号）　※令和６年１１月上旬

　　　　　　 　　↓

４．補助事業の実施補助対象経費の支払い　※完了期限：令和７年３月３１日（月）

　　　　　　　　 ↓

５．補助金等実績報告書の提出（様式第５号） ※提出期限：事業完了後すみやかに

添付書類：⑴ 補助金交付決定通知書の写し

⑵ 事業の対象経費にかかる領収書等の写し

⑶ 事業が分かる写真や書類等

⑷ 事業の収支決算書

⑸ その他市長が必要と認める書類

　　 　　　　 　↓

６．額の確定通知書（様式第６号）

　　 　　　　 　↓

７．補助金請求書の提出（様式第７号）

　　 　↓

８．補助金の交付